

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 北九州市収納代理金融機関、北九州市総括出納取扱店、出納取扱店及び収納取扱店の指定についての告示の一部改正【会計室】 2
- 道路の占用を制限する区域の指定【建設局総務部管理課】 3

◇ 公 告

- 請負契約に係る一般競争入札の公告（4件）【技術監理局契約部契約課】 11
- 特定調達契約の相手方の決定【教育委員会事務局教職員部教職員給与課】 19
- 委託契約に係る一般競争入札の公告【総務局行政経営部行政経営課】 20

◇ 上下水道局

- 排水設備指定工事店の指定の停止【上下水道局下水道部下水道計画課】 22
- 排水設備指定工事店の指定の取消し【上下水道局下水道部下水道計画課】 23
- 請負契約に係る一般競争入札の公告（2件）【上下水道局総務経営部総務課】 24

北九州市告示第376号

北九州市収納代理金融機関、北九州市総括出納取扱店、出納取扱店及び収納取扱店の指定についての告示（令和2年北九州市告示第120号）の一部を次のように改正し、令和2年10月1日から施行する。

令和2年9月30日

北九州市長 北 橋 健 治

4の収納代理金融機関及びその収納取扱店の表中

「

| | |
|----------|--|
| 株式会社十八銀行 | |
| 株式会社親和銀行 | |

」

を

「

| | |
|------------|--|
| 株式会社十八親和銀行 | |
|------------|--|

」

に

改める。

北九州市告示第 377 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定により道路の占用を制限する区域を指定したので、同条第 3 項の規定により次のとおり告示する。

その関係図書は、北九州市役所（建設局総務部管理課）においてこの告示の日から 30 日間一般の縦覧に供する。

令和 2 年 9 月 30 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

| 道路の種類 | 路線名 | 占用を制限する区域 |
|-------|-------|--|
| 一般国道 | 3 号 | 門司区東本町一丁目 6 番 2 4 地先から 小倉北区砂津一丁目 3 2 3 番 9 地先まで |
| 一般国道 | 198 号 | 門司区港町 1 番 1 地先から 門司区西海岸一丁目 4 番 8 地先まで |
| 一般国道 | 199 号 | 門司区西海岸一丁目 4 番 1 3 地先から 戸畑区川代一丁目 20 番 6 地先まで (小倉北区末広一丁目 1 番 2 3 地先から小倉北区浅野二丁目 2 番 1 4 7 地先を經由し小倉北区浅野二丁目 2 番 5 7 地先までの区間及び小倉北区許斐町 1 3 番 3 地先から小倉北区東港一丁目 5 番 7 を經由し小倉北区西港町 3 番 1 7 地先までの区間を除く。) |
| 一般国道 | 199 号 | 小倉北区砂津三丁目 4 2 2 番 1 2 地先から 小倉北区愛宕二丁目 2 3 4 3 番 3 地先まで |
| 一般国道 | 199 号 | 戸畑区新池三丁目 5 2 3 9 番地先から 八幡西区日吉台一丁目 1 1 6 7 番 9 地先まで |
| 一般国道 | 199 号 | 戸畑区川代一丁目 4 2 番地先から 戸畑区川代一丁目 6 1 番 8 地先まで |
| 一般国道 | 199 号 | 若松区二島六丁目 6 番 1 9 地先から 八幡西区本城東一丁目 1 0 2 番 2 9 地先まで |
| 一般国道 | 200 号 | 八幡西区筒井町 3 番 1 地先から 八幡西区星ヶ丘六丁目 7 番 1 0 1 地先まで |
| 一般国道 | 211 号 | 八幡西区馬場山東二丁目 5 0 2 番 1 地先から 八幡西区割子川二丁目 1 番 1 3 地先まで |
| 一般国道 | 322 号 | 小倉北区片野四丁目 1 9 6 番地先から 小倉南区大字呼野 9 1 7 番 1 9 4 地先まで (小倉北区片野四丁目 2 0 1 番地先から小倉南区北方二丁目 8 7 1 番 2 を經由し小倉 |

| | | |
|------|--------|--|
| | | 南区守恒本町二丁目14番105地先までの区間、小倉南区大字高津尾620番1地先から小倉南区大字新道寺320番を經由し小倉南区大字呼野917番13地先までの区間及び小倉南区大字呼野172番3地先から小倉南区大字呼野169番5を經由し小倉南区大字呼野156番1地先までの区間を除く。) |
| 一般国道 | 495号 | 若松区白山一丁目433番7地先から 若松区大字蛭住1931番9地先まで |
| 県道 | 有毛引野線 | 若松区大字大鳥居157番1地先から 八幡西区引野二丁目6番7地先まで |
| 県道 | 門司行橋線 | 門司区丸山二丁目1200番3地先から 小倉南区葛原東四丁目1370番8地先まで (門司区大字畑2292番6地先から門司区吉志一丁目1894番3を經由し門司区大字吉志329番2地先までの区間及び小倉南区上吉田六丁目726番1地先から小倉南区中吉田六丁目1187番3を經由し小倉南区沼南町一丁目327番7地先までの区間を除く。) |
| 県道 | 門司行橋線 | 小倉南区大字朽網799番2地先から 小倉南区大字朽網3914番69地先まで |
| 県道 | 北九州芦屋線 | 若松区二島五丁目5番1地先から 八幡西区大字浅川曲川大橋中央まで |
| 県道 | 直方行橋線 | 小倉南区大字木下1218番1地先から 小倉南区大字新道寺2831番23地先まで |
| 県道 | 中間引野線 | 八幡西区永犬丸西町四丁目1050番10地先から 八幡西区引野一丁目1番6地先まで |
| 県道 | 八幡戸畑線 | 八幡東区中央二丁目13番2地先から 戸畑区幸町11番地先まで |
| 県道 | 曾根鞆ヶ谷線 | 小倉南区若園四丁目295番8地先から 小倉南区北方二丁目867番5地先まで |
| 県道 | 曾根鞆ヶ谷線 | 小倉南区大字蒲生1101番1地先から 小倉北区熊谷三丁目1025番1地先まで |
| 県道 | 曾根鞆ヶ谷線 | 八幡東区清田二丁目2番1地先から 八幡東区荒生田二丁目1482番3地先まで |
| 県道 | 小倉中間線 | 八幡西区香月西三丁目1889番10地先から 八幡西区大字香月1449番3地先まで |

| | | |
|----|-----------|--|
| 県道 | 北九州小竹線 | 八幡東区中央一丁目50番37地先から 八幡東区大蔵一丁目673番12地先まで |
| 県道 | 長行田町線 | 小倉南区長尾四丁目332番3地先から 小倉南区大字蒲生1101番1地先まで (小倉南区下南方二丁目514番8地先から 小倉南区下南方二丁目584番2を經由し 小倉南区下南方二丁目590番2地先ま での区間を除く。) |
| 県道 | 長行田町線 | 小倉北区城内349番1地先から 小倉北区大門一丁目363番2地先まで |
| 県道 | 新門司港大里線 | 門司区大字畑852番1地先から 門司区大里本町二丁目3417番1地先まで (門司区大字畑74番3地先から門司区大 字畑2341番12を經由し門司区大字畑 2357番2地先までの区間を除く。) |
| 県道 | 黒川白野江東本町線 | 門司区黒川西一丁目434番2地先から 門司区白野江一丁目2351番1地先まで |
| 県道 | 黒川白野江東本町線 | 門司区新開14番1地先から 門司区東門司一丁目2番1地先まで |
| 県道 | 直方水巻線 | 八幡西区木屋瀬四丁目715番5地先から 八幡西区大字楠橋4960番4地先まで |
| 県道 | 水巻芦屋線 | 八幡西区三ツ頭一丁目1394番100地 先から 若松区高須西二丁目1番144地先まで |
| 県道 | 湯川赤坂線 | 小倉北区霧ヶ丘三丁目257番4地先から 小倉北区足原二丁目60番3地先まで |
| 県道 | 湯川赤坂線 | 小倉北区小文字一丁目25番1地先から 小倉北区上富野二丁目1491番10地先 まで |
| 県道 | 三萩野魚町線 | 小倉北区香春口二丁目928番6地先から 小倉北区馬借一丁目147番1地先まで |
| 県道 | 豎町到津線 | 小倉北区金田二丁目132番2地先から 小倉北区上到津三丁目95番2地先まで |
| 県道 | 下到津戸畑線 | 小倉北区下到津四丁目67番地先から 戸畑区旭町164番4地先まで |
| 県道 | 頓田二島線 | 若松区大字頓田2775番1地先から 若松区島田三丁目4番121地先まで |
| 県道 | 本城熊手線 | 八幡西区本城東一丁目102番31地先か ら 八幡西区黒崎三丁目154番1地先まで |
| 県道 | 植木上上津役線 | 八幡西区吉祥寺町2399番2地先から 八幡西区大平三丁目235番2地先まで |
| 県道 | 大蔵到津線 | 八幡東区大蔵二丁目676番5地先から |

| | | |
|----|-----------|--|
| | | 小倉北区上到津三丁目95番2地先まで |
| 市道 | 砂津城内1号線 | 小倉北区魚町三丁目17番3地先から 小倉北区城内348番2地先まで |
| 市道 | 中央桃園1号線 | 八幡東区中央一丁目50番37地先から 八幡東区桃園四丁目2番地先まで |
| 市道 | 魚町馬借1号線 | 小倉北区魚町二丁目184番1地先から 小倉北区馬借一丁目147番4地先まで |
| 市道 | 大門金田1号線 | 小倉北区大門一丁目362番1地先から 小倉北区田町91番地先まで |
| 市道 | 栄町1号線 | 門司区栄町50番2地先から 門司区栄町266番1地先まで |
| 市道 | 豎町大門1号線 | 小倉北区豎町一丁目288番1地先から 小倉北区大門一丁目340番102地先まで |
| 市道 | 春の町大谷1号線 | 八幡東区春の町五丁目12番3地先から 八幡東区大谷一丁目2番7地先まで |
| 市道 | 大浦医生ヶ丘1号線 | 八幡西区大浦一丁目100番18地先から 八幡西区医生ヶ丘3番1地先まで |
| 市道 | 城内木町1号線 | 小倉北区城内46番9地先から 小倉北区木町一丁目806番1地先まで |
| 市道 | 吉志新門司1号線 | 門司区吉志一丁目1760番12地先から 門司区大字恒見1359番46地先まで |
| 市道 | 二島片山1号線 | 若松区二島五丁目8番110地先から 若松区片山一丁目6番106地先まで |
| 市道 | 新池中原東1号線 | 戸畑区新池三丁目5103番17地先から 戸畑区中原東三丁目中原橋東詰まで |
| 市道 | 大積柄杓田1号線 | 門司区大字大積638番4地先から 門司区大字柄杓田552番3地先まで |
| 市道 | 柄杓田伊川1号線 | 門司区大字柄杓田948番7地先から 門司区新門司一丁目15番1地先まで |
| 市道 | 新町井ノ浦線 | 門司区松原二丁目6509番5地先から 門司区大里新町205番9地先まで |
| 市道 | 光明大浦1号線 | 八幡西区光明一丁目1914番1地先から 八幡西区大浦一丁目100番18地先まで |
| 市道 | 足原黒住町1号線 | 小倉北区足原二丁目60番3地先から 小倉北区黒住町1327番2地先まで |
| 市道 | 乙丸1号線 | 若松区大字乙丸稲国橋から 若松区青葉台西六丁目100番7地先まで |
| 市道 | 北方1号線 | 小倉南区北方二丁目873番1地先から 小倉南区北方二丁目1052番1地先まで |
| 市道 | 乙丸2号線 | 若松区花野路一丁目2番107地先から 若松区青葉台西六丁目2番101地先まで |
| 市道 | 浅野京町1号線 | 小倉北区浅野二丁目76番50地先から 小倉北区京町一丁目101番1地先まで |

| | | |
|----|----------------|---|
| 市道 | 三萩野三郎丸 1号線 | 小倉北区三萩野一丁目1番2地先から 小倉北区三郎丸三丁目8番2地先まで |
| 市道 | 山手企救丘1 号線 | 小倉南区山手三丁目477番380地先から 小倉南区企救丘二丁目851番126地先 まで |
| 市道 | 西曲里町鷹の 巣1号線 | 八幡西区西曲里町3番12地先から 八幡西区鷹の巣一丁目17番20地先まで |
| 市道 | 黄金片野1号 線 | 小倉北区黄金二丁目41番地先から 小倉北区片野四丁目30番1地先まで |
| 市道 | 西港町1号線 | 小倉北区西港町9番17地先から 小倉北区西港町86番13地先まで |
| 市道 | 徳力葛原線 | 小倉南区徳力七丁目18番1地先から 小倉南区葛原東三丁目1258番1地先ま で |
| 市道 | 東曲里町陣山 1号線 | 八幡西区東曲里町2番1地先から 八幡東区桃園三丁目15番1地先まで |
| 市道 | 西港町2号線 | 小倉北区西港町15番24地先から 小倉北区西港町123番10地先まで |
| 市道 | 湯川飛行場線 | 小倉南区湯川五丁目863番5地先から 小倉南区中曽根東四丁目1863番1地先 まで |
| 市道 | 愛宕中井口1 号線 | 小倉北区愛宕二丁目2343番5地先から 戸畑区中原東三丁目中原橋東詰まで |
| 市道 | 長尾南方2号 線 | 小倉南区長尾五丁目221番10地先から 小倉南区南方五丁目8番105地先まで |
| 市道 | 八重洲町上石 田1号線 | 小倉南区八重洲町395番1地先から 小倉南区上石田二丁目477番1021地 先まで |
| 市道 | 弁天町東篠崎 1号線 | 小倉北区篠崎一丁目1125番1地先から 小倉北区東篠崎一丁目121番地先まで |
| 市道 | 則松188号 線 | 八幡西区則松六丁目686番15地先から 八幡西区則松四丁目1772番3地先まで |
| 市道 | 下富野大畠1 号線 | 小倉北区下富野五丁目104番1地先から 小倉北区大畠三丁目560番1地先まで |
| 市道 | 熊谷原町1号 線 | 小倉北区熊谷三丁目987番140地先か ら 小倉北区木町一丁目805番2地先まで |
| 市道 | 折尾頓田線 | 八幡西区浅川学園台三丁目1番地先から 若松区大字頓田2775番9地先まで |
| 市道 | 楠橋南楠橋上 方1号線 | 八幡西区楠橋南一丁目157番3地先から 八幡西区楠橋上方一丁目1471番1地先 まで |
| 市道 | 大字田野浦1 | 門司区大字田野浦1205番1地先から |

| | | |
|----|------------|--|
| | 号線 | 門司区大字田野浦1089番地先まで |
| 市道 | 清田山路松尾町1号線 | 八幡東区清田二丁目11番10地先から 八幡東区山路松尾町945番3地先まで |
| 市道 | 東城野町三郎丸1号線 | 小倉北区熊本四丁目1329番7地先から 小倉北区三郎丸一丁目25番1地先まで |
| 市道 | 木町大手町1号線 | 小倉北区木町一丁目貴船橋から 小倉北区大手町15番17地先まで |
| 市道 | 藤田西鳴水1号線 | 八幡西区藤田三丁目84番1地先から 八幡西区藤田四丁目2番2地先まで |
| 市道 | 浅野4号線 | 小倉北区浅野二丁目76番4地先から 小倉北区浅野二丁目76番50地先まで |
| 市道 | 浅野14号線 | 小倉北区浅野三丁目2番724地先から 小倉北区浅野三丁目4番2地先まで |
| 市道 | 足原2号線 | 小倉北区大島三丁目740番5地先から 小倉北区足原一丁目210番1地先まで |
| 市道 | 足原26号線 | 小倉北区足原二丁目60番3地先から 小倉北区足原一丁目210番1地先まで |
| 市道 | 永犬丸48号線 | 八幡西区永犬丸四丁目5番101地先から 八幡西区永犬丸四丁目10番101地先まで |
| 市道 | 永犬丸60号線 | 八幡西区則松七丁目18番103地先から 八幡西区則松七丁目1番115地先まで |
| 市道 | 永犬丸67号線 | 八幡西区八枝一丁目2番103地先から 八幡西区八枝二丁目4番101地先まで |
| 市道 | 永犬丸78号線 | 八幡西区八枝三丁目13番101地先から 八幡西区八枝五丁目4番101地先まで |
| 市道 | 永犬丸108号線 | 八幡西区里中三丁目29番地先から 八幡西区永犬丸五丁目1番2地先まで |
| 市道 | 中原新池1号線 | 戸畑区大字戸畑255番8地先から 戸畑区千防三丁目5158番6地先まで |
| 市道 | 中原戸畑1号線 | 戸畑区大字中原46番1地先から 戸畑区大字戸畑255番8地先まで |
| 市道 | 枝光39号線 | 八幡東区枝光二丁目8番105地先から 八幡東区東田五丁目1番105地先まで |
| 市道 | 新門司1号線 | 門司区大字吉志1996番70地先から 門司区新門司一丁目1番1地先まで |
| 市道 | 東田前田2号線 | 八幡東区東田二丁目2番124地先から 八幡東区大字前田1258番15地先まで |
| 市道 | 香月12号線 | 八幡西区千代一丁目1039番7地先から 八幡西区千代三丁目3641番135地先まで |
| 市道 | 香月226号線 | 八幡西区椋枝二丁目2404番1地先から 八幡西区香月西三丁目1628番14地先 |

| | | |
|----|--------------|--|
| | | まで |
| 市道 | 香月 2 7 4 号線 | 八幡西区香月中央四丁目 1 2 8 9 番 1 地先から 八幡西区楠橋上方一丁目 1 4 9 5 番 1 地先まで |
| 市道 | 香月 2 8 5 号線 | 八幡西区香月中央二丁目 1 9 2 3 番 1 地先から 八幡西区香月中央三丁目 2 0 1 4 番 4 地先まで |
| 市道 | 香月 2 9 2 号線 | 八幡西区大字香月 1 2 9 5 番 7 地先から 八幡西区香月中央三丁目 2 0 1 4 番 4 地先まで |
| 市道 | 楠橋 1 4 号線 | 八幡西区楠橋上方一丁目 1 4 6 6 番 1 地先から 八幡西区楠橋上方一丁目 1 4 9 5 番 1 地先まで |
| 市道 | 老松町長谷 1 号線 | 門司区老松町 3 番 1 地先から 門司区丸山二丁目 1 2 0 1 番 1 地先まで |
| 市道 | 猿喰 9 2 号線 | 門司区大字猿喰 1 1 7 4 番 5 地先から 門司区新門司北一丁目 3 番 5 地先まで |
| 市道 | 砂津上富野 1 号線 | 小倉北区砂津二丁目 3 2 1 番 3 地先から 小倉北区上富野二丁目 1 4 9 1 番 1 地先まで |
| 市道 | 都下到津 3 号線 | 小倉北区都一丁目 1 9 0 8 番 3 3 地先から 小倉北区下到津四丁目 3 1 番 1 地先まで |
| 市道 | 城内大手町 1 号線 | 小倉北区城内 3 4 8 番 2 地先から 小倉北区大手町 1 4 番 1 地先まで |
| 市道 | 田町堅町 1 号線 | 小倉北区堅町一丁目 1 4 0 番 7 地先から 小倉北区堅町二丁目 2 1 8 9 番 2 3 地先まで |
| 市道 | 浅野 3 2 号線 | 小倉北区浅野三丁目 2 番 7 4 3 地先から 小倉北区浅野三丁目 2 番 7 4 5 地先まで |
| 市道 | 安瀬戸畑 1 号線 | 若松区北浜一丁目 1 番 1 6 地先から 戸畑区大字戸畑 2 5 5 番 8 地先まで |
| 市道 | 南方 1 7 号線 | 小倉南区徳力六丁目 1 0 番 1 0 3 地先から 小倉南区徳力六丁目 1 4 番 1 1 0 地先まで |
| 市道 | 南若園横代北町 1 号線 | 小倉南区南若園町 2 1 9 番 1 地先から 小倉南区横代北町二丁目 8 9 6 番 3 地先まで |
| 市道 | 則松光明 1 号線 | 八幡西区則松一丁目 1 8 0 0 番 1 地先から 八幡西区光明一丁目 1 9 2 1 番 2 地先まで |
| 市道 | 里中三ヶ森 1 号線 | 八幡西区里中一丁目 1 7 番地先から 八幡西区三ヶ森四丁目 7 7 番 2 地先まで |
| 市道 | 空港北町 1 号 | 小倉南区空港北町 1 番地先から |

| | | |
|----|----------|---|
| | 線 | 小倉南区空港北町1番地先まで (令和2年10月1日時点で供用が開始されていない部分を除く。) |
| 市道 | 下上津役73号線 | 八幡西区下上津役四丁目13番107地先から 八幡西区下上津役一丁目4番101地先まで |

2 制限の対象とする占有物件

新たに道路上に設ける電柱（占有制限の開始期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占有制限の開始期日

令和2年10月1日

北九州市公告第657号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年9月30日

北九州市長 北 橋 健 治

| | | | | |
|--------------------------------|--|--|---|--|
| 1 工事概要 | 工事名 | 金山川調節池整備工事（2-1） | | |
| | 工事場所 | 北九州市八幡西区小嶺一丁目ほか | | |
| | 工事内容 | 掘削工（調節池本体工） 72, 292立方メートル ほか | | |
| | 工期 | 請負契約締結の日から令和6年3月15日まで | | |
| | 予定価格 | 14億5,442万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。） | | |
| | 総合評価落札方式 | 適用する。 | | |
| その他 | <p>（1） この契約は、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年北九州市条例第81号）第2条の規定により北九州市議会（以下「市議会」という。）の議決に付さなければならない工事の請負契約であるため、落札の決定後、仮契約書により仮契約を締結し、本契約は市議会の可決の日をもって成立するものとする。この入札の落札者は、落札決定の日から北九州市（以下この項において「本市」という。）が指定する日までに、本市と仮契約を締結しなければならない。</p> <p>なお、市議会で否決された場合は、本契約を締結しない。この場合、本市は本契約が成立しないことによる補償は行わない。</p> <p>（2） この工事は、ICT活用工事の試行対象工事である。詳細については、「ICT活用試行工事特記仕様書」を確認すること。</p> | | | |
| 2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。） | 共同企業体の結成基準 | 構成員の数 | 構成員の数は、2社又は3社とする。 なお、構成員は、この工事について結成された他の共同企業体の構成員でないこと。 | |
| | | 出資比率 | 各構成員の出資比率は、2社で結成する場合は100分の30以上、3社で結成する場合は100分の20以上であること。 | |
| | 共同企業体の構成員の資格 | 登録 | 建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。 | |
| | | 登録工種 | 土木工事（希望順位を問わない。） | |
| | | 等級（注2） | A | |
| | | 許可 | 土木工事業について特定建設業の許可を受けていること。 | |
| | | 実績 | 平成22年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。）又は契約の実績があること。 | |
| | その他 | 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。 | | |
| | 共同企業体の代表構成員の条件 | 所在地 | 本店、主たる営業所（注4）、支店又は営業所が北九州市内にあり、令和2年9月29日までに北九州市技術監理局契約部契約制度課において、事業所の登録手続（注5）を完了していること。 | |
| | | 指数 | 令和元・2年度北九州市建設工事入札参加資格審査申請の際に提出した経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の「建設工事の種類」「土木一式」の「総合評定値（P）」が1,000点以上であり、構成員中最大であること。 | |
| | | 出資比率 | 出資比率が構成員中最大であること。 | |
| | | 技術者 | この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。 | |
| 共同企業体の代表構成員以外の構成員の条件 | 所在地 | 本店又は主たる営業所（注4）が北九州市内にあること。 | | |
| | 技術者 | この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。 | | |
| 3 契約条項を示す場所及び期間 | 場所 | 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 | | |
| | 期間 | この公告の日から本件開札日まで（注6）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで | | |
| 4 競争参加資格確認申請書の提出期間 | <p>（1） この公告の日から令和2年10月12日まで（注6）の毎日午前9時から午後4時30分まで</p> <p>（2） 令和2年10月13日 午前9時から正午まで</p> | | | |
| | <p>（1） 令和2年10月22日及び同月23日 午前9時から午後7時まで</p> | | | |
| 5 入札書の | <p>（1） 令和2年10月22日及び同月23日 午前9時から午後7時まで</p> | | | |

| | | |
|---|---|---|
| 受付期間 | (2) 令和2年10月26日 午前9時から午後4時30分まで | |
| 6 開札の場所及び日時 | 場所 | 北九州市小倉北区域内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 |
| | 日時 | 令和2年11月10日 午前9時 |
| 7 入札及び契約に関する条件 | 最低制限価格 | 設けない。 |
| | 入札保証金 | 免除する。 |
| | 契約保証金 | 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。 |
| 8 入札の無効 | 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札 | |
| 9 その他 | (1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。 | |
| 注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。 | | |
| 注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。 | | |
| 注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。 | | |
| 注4 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。 | | |
| 注5 令和元・2年度北九州市建設工事入札参加資格審査申請申請要領又は令和元・2年度北九州市建設工事入札参加資格審査申請随時受付申請要領に基づく登録手続をいう。 | | |
| 注6 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。 | | |

北九州市公告第658号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年9月30日

北九州市長 北橋健治

| | | |
|--------------------------------|--------------------------|---|
| 1 工事概要 | 工事名 | 大積トンネル（大積柄杓田1号線）トンネル補修工事（2-1） |
| | 工事場所 | 北九州市門司区大字大積ほか |
| | 工事内容 | トンネル延長 475メートル ほか |
| | 工期 | 請負契約締結の日から令和3年3月15日まで |
| | 予定価格 | 4,782万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。） |
| | 総合評価落札方式 | 適用しない。 |
| 2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。） | 登録 | 建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。 |
| | 登録工種 | 土木工事（希望順位が第1順位であること。） |
| | 等級（注2） | A又はB |
| | 許可 | 土木工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。 |
| | 所在地 | 本店又は主たる営業所（注3）が北九州市門司区内、小倉北区内又は小倉南区内にあること。 |
| | 実績 | 平成27年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（軽微な工事（注4）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものも含む。）又は契約の実績があること。 |
| | 手持工事等 | （1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、Aランク業者については予定価格（注5）5,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については予定価格2,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の本市が令和元年度又は令和2年度に発注した土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注6）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注7）を協議（注8）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2） Aランク業者については予定価格5,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については予定価格1,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の本市が発注した土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で令和2年9月28日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。 |
| | 技術者 | この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。 |
| | その他 | 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。 |
| | 3 契約条項を示す場所及び期間 | 場所 |
| 期間 | | この公告の日から本件開札日まで（注9）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで |
| 4 競争参加資格確認申請書の提出期間 | (1) | この公告の日から令和2年10月5日まで（注9）の毎日午前9時から午後4時30分まで |
| | (2) | 令和2年10月6日 午前9時から正午まで |
| 5 入札書の受付期間 | (1) | 令和2年10月15日及び同日16日 午前9時から午後7時まで |
| | (2) | 令和2年10月19日 午前9時から午後4時30分まで |
| 6 開札の場所及び日時 | 場所 | 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 |
| | 日時 | 令和2年10月20日 午前9時20分 |
| 7 入札及び契約に関する条件 | 最低制限価格 | 設ける。 |
| | 入札保証金 | 免除する。 |
| | 契約保証金 | 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。 |
| 8 入札の無効 | 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 | |
| | (1) | この公告に示した競争参加資格のない者のした入札 |
| | (2) | 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 |
| | (3) | 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 |
| | (4) | 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札 |
| | (1) | この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 |
| | (2) | 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登 |

| | |
|-------|---|
| 9 その他 | 録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。 |
| 注1 | 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。 |
| 注2 | 建設工事に有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。 |
| 注3 | 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。 |
| 注4 | 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。 |
| 注5 | 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。 |
| 注6 | 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。 |
| 注7 | 北九州市工事請負契約約款第25条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。 |
| 注8 | 北九州市工事請負契約約款第25条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第25条第7項）に規定する協議をいう。 |
| 注9 | この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。 |

北九州市公告第659号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年9月30日

北九州市長 北橋健治

| | | |
|--------------------------------|---|--|
| 1 工事概要 | 工事名 | 曾根豊岡緑地照明灯設置工事 |
| | 工事場所 | 北九州市小倉南区大字曾根 |
| | 工事内容 | 緑地照明灯の設置工事 |
| | 工期 | 請負契約締結の日から令和3年3月15日まで |
| | 予定価格 | 4,099万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。） |
| | 総合評価落札方式 | 適用しない。 |
| 2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。） | 登録 | 建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。 |
| | 登録工種 | 電気工事（希望順位が第1順位であること。） |
| | 等級（注2） | A |
| | 許可 | 電気工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。 |
| | 所在地 | 本店又は主たる営業所（注3）が北九州市内にあること。 |
| | 実績 | 平成27年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機若しくは電気計装設備に係る工事又は軽微な工事（注4）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りとして認めたものを含む。）又は契約の実績があること。 |
| | 手持工事等 | （1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が発注した予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した電気工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注5）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注6）を協議（注7）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2） 本市が発注した予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。）で令和2年9月28日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。 |
| 技術者 | この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。 | |
| その他 | 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。 | |
| 3 契約条項を示す場所及び期間 | 場所 | 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 |
| | 期間 | この公告の日から本件開札日まで（注8）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで |
| 4 競争参加資格確認申請書の提出期間 | (1) この公告の日から令和2年10月5日まで（注8）の毎日午前9時から午後4時30分まで (2) 令和2年10月6日 午前9時から正午まで | |
| 5 入札書の受付期間 | (1) 令和2年10月15日及び同月16日 午前9時から午後7時まで (2) 令和2年10月19日 午前9時から午後4時30分まで | |
| 6 開札の場所及び日時 | 場所 | 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 |
| | 日時 | 令和2年10月20日 午前9時 |
| 7 入札及び契約に関する条件 | 最低制限価格 | 設けない。 |
| | 入札保証金 | 免除する。 |
| | 契約保証金 | 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。 |
| 8 入札の無効 | 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 | |
| | (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札 (1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 | |

| | |
|---|---|
| 9 その他 | <p>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。</p> <p>(3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。</p> |
| <p>注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。</p> <p>注4 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。</p> <p>注5 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。</p> <p>注6 北九州市工事請負契約約款第25条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。</p> <p>注7 北九州市工事請負契約約款第25条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第25条第7項）に規定する協議をいう。</p> <p>注8 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。</p> | |

北九州市公告第660号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年9月30日

北九州市長 北橋健治

| | | |
|--------------------------------|--|--|
| 1 工事概要 | 工事名 | 日明東4号上屋照明設備改修工事 |
| | 工事場所 | 北九州市小倉北区西港町 |
| | 工事内容 | 上屋照明設備の改修工事 |
| | 工期 | 請負契約締結の日から令和3年3月28日まで |
| | 予定価格 | 1,226万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。） |
| | 総合評価落札方式 | 適用しない。 |
| 2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。） | 登録 | 建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。 |
| | 登録工種 | 電気工事（希望順位が第1順位であること。） |
| | 等級（注2） | A又はB |
| | 許可 | 電気工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。 |
| | 所在地 | 本店又は主たる営業所（注3）が北九州市門司区内、小倉北区内又は小倉南区内にあること。 |
| | 実績 | 平成27年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機若しくは電気計装設備に係る工事又は軽微な工事（注4）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りとして認めたものを含む。）又は契約の実績があること。 |
| | 手持工事等 | （1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、Aランク業者については予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の本市が発注した電気工事（信号機若しくは電気計装設備に係る工事又は軽微な工事（注4）を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した電気工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注5）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注6）を協議（注7）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2） Aランク業者については予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の本市が発注した電気工事（信号機若しくは電気計装設備に係る工事又は軽微な工事（注4）を除く。）で令和2年9月28日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。 |
| | 技術者 | この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置することができること。 |
| | その他 | 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。 |
| | 3 契約条項を示す場所及び期間 | 場所 |
| 期間 | | この公告の日から本件開札日まで（注8）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで |
| 4 競争参加資格確認申請書の提出期間 | （1） この公告の日から令和2年10月5日まで（注8）の毎日午前9時から午後4時30分まで （2） 令和2年10月6日 午前9時から正午まで | |
| 5 入札書の受付期間 | （1） 令和2年10月15日及び同月16日 午前9時から午後7時まで （2） 令和2年10月19日 午前9時から午後4時30分まで | |
| 6 開札の場所及び日時 | 場所 | 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 |
| | 日時 | 令和2年10月20日 午前9時8分 |
| 7 入札及び契約に関する条件 | 最低制限価格 | 設ける。 |
| | 入札保証金 | 免除する。 |
| | 契約保証金 | 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。 |
| 8 入札の無効 | 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1） この公告に示した競争参加資格のない者のした入札 （2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 （3） 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 | |

| | |
|---|---|
| 9 その他 | <p>(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札</p> <p>(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。</p> <p>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。</p> <p>(3) この工事は、現場代理人の兼任を認める要件に該当すれば、他の工事と重複して現場代理人となることのできる工事である。兼任を認める要件については、北九州市技術監理局契約部ホームページに掲載した「現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱要領」を参照すること。</p> <p>(4) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。</p> |
| <p>注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。</p> <p>注4 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。</p> <p>注5 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。</p> <p>注6 北九州市工事請負契約約款第25条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。</p> <p>注7 北九州市工事請負契約約款第25条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第25条第7項）に規定する協議をいう。</p> <p>注8 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。</p> | |

北九州市公告第661号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年9月30日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
教職員人事給与システム改修業務（所得税制改正に伴う改修業務） 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市教育委員会事務局教職員部教職員給与課
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和2年8月31日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
T I S株式会社九州支社
福岡市博多区博多駅東二丁目5番1号
- 5 契約金額
3, 190万円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第11条第1項第2号に該当するため

北九州市公告第662号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年9月30日

北九州市長 北 橋 健 治

1 委託内容

- (1) 業務名 RPAシナリオ作成等委託業務
- (2) 業務の内容等 入札仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和2年11月1日から令和3年3月31日まで
- (4) 履行場所 北九州市が指定する場所及び受注者の作業場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市総務局行政経営部行政経営課
 - イ 日時 この公告の日から令和2年10月9日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (2) 入札関係資料の交付方法 この公告の日から電子メールにより無償で交付する。交付を希望する場合は、前号イの日時に北九州市総務局行政

経営部行政経営課に連絡すること。

(3) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第5入札室

イ 日時 令和2年10月12日午後2時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札金額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 入札金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 入札の中止 特別の事情がある場合は、入札を中止し、又は延期することがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、市は補償の責めを負わない。

(5) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 契約に係る費用は、全て落札者の負担とする。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市総務局行政経営部行政経営課

〒803-8510 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2160

北九州市上下水道局告示第 3 1 号

北九州市下水道条例施行規程（平成 2 4 年北九州市水道局管理規程第 3 7 号）第 1 0 条第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり排水設備指定工事店の指定を停止した。

令和 2 年 9 月 3 0 日

北九州市上下水道局長 中 西 満 信

| 指定番号 | 工事店名 代表者 | 所在地 | 停止年月日 |
|---------|-----------------|-----------------------------------|------------------|
| 6 0 8 1 | 株式会社千代田 増田初次 | 北九州市八幡西区 浅川学園台三丁目 2 4 番 4 号 | 令和 2 年 8 月 2 6 日 |

北九州市上下水道局告示第32号

北九州市下水道条例施行規程（平成24年北九州市水道局管理規程第37号）第10条第1項第1号の規定により、次のとおり排水設備指定工事店の指定を取り消した。

令和2年9月30日

北九州市上下水道局長 中西満信

| 指定番号 | 工事店名 代表者 | 所在地 | 取消年月日 |
|------|-------------------------|---------------------------|-----------|
| 4041 | ホームガス商事有 限会社 梅野丈博 | 北九州市若松区東 二島三丁目5番7 号 | 令和2年9月30日 |

北九州市上下水道局公告第139号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年9月30日

北九州市上下水道局長 中西満信

| | | |
|--------------------------------|---|--|
| 1 工事概要 | 工事名 | 椎ノ木町他配水管布設替工事 |
| | 工事場所 | 北九州市戸畑区椎ノ木町地内ほか |
| | 工事内容 | 鑄鉄管据付工 内径300ミリメートル 332メートル ほか |
| | 工期 | 請負契約締結の日から240日間 |
| | 予定価格 | 4,512万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。） |
| | 総合評価落札方式 | 適用しない。 |
| 2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。） | 登録 | 建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。 |
| | 登録工種 | 水道施設工事業（希望順位を問わない。） |
| | 等級（注2） | A |
| | 許可 | 水道施設工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。 |
| | 所在地 | 本店又は主たる営業所（注3）が北九州市内にあること。 |
| | 実績 | 平成27年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の水道施設工事業又は土木工事業（軽微な工事業（注4）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りとして認められたものを含む。）又は契約の実績があること。 |
| | 手持工事等 | 本市が発注した予定価格2,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の水道施設工事業（管更生工事業、軌道工事業及び本市が指定した特殊工事業を除く。）で令和2年9月28日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。 |
| 技術者 | この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。 | |
| その他 | 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。 | |
| 3 契約条項を示す場所及び期間 | 場所 | 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 |
| | 期間 | この公告の日から本件開札日まで（注5）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで |
| 4 競争参加資格確認申請書の提出期間 | (1) この公告の日から令和2年10月5日まで（注5）の毎日午前9時から午後4時30分まで (2) 令和2年10月6日 午前9時から正午まで | |
| 5 入札書の受付期間 | (1) 令和2年10月15日及び同月16日 午前9時から午後7時まで (2) 令和2年10月19日 午前9時から午後4時30分まで | |
| 6 開札の場所及び日時 | 場所 | 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 |
| | 日時 | 令和2年10月20日 午前9時25分 |
| 7 入札及び契約に関する条件 | 最低制限価格 | 設ける。 |
| | 入札保証金 | 免除する。 |
| | 契約保証金 | 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。 |
| 8 入札の無効 | 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札 | |
| 9 その他 | (1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。 | |

注1 北九州市上下水道局建設工事業競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事業競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。

注2 建設工事業有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。

注3 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。

注4 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事業をいう。

注5 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市上下水道局公告第140号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年9月30日

北九州市上下水道局長 中西満信

| | | |
|--------------------------------|--|---|
| 1 工事概要 | 工事名 | 大字安瀬配水管布設替工事（5工区） |
| | 工事場所 | 北九州市若松区大字安瀬地内 |
| | 工事内容 | 鑄鉄管据付工 内径200ミリメートル 321.3メートル ほか |
| | 工期 | 請負契約締結の日から180日間 |
| | 予定価格 | 3,988万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。） |
| | 総合評価落札方式 | 適用しない。 |
| 2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。） | 登録 | 建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。 |
| | 登録工種 | 水道施設工事（希望順位を問わない。） |
| | 等級（注2） | A |
| | 許可 | 水道施設工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。 |
| | 所在地 | 本店又は主たる営業所（注3）が北九州市内にあること。 |
| | 実績 | 平成27年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の水道施設工事又は土木工事（軽微な工事（注4）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。）又は契約の実績があること。 |
| | 手持工事等 | 本市が発注した予定価格2,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の水道施設工事（管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で令和2年9月28日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。 |
| 技術者 | この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。 | |
| その他 | 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。 | |
| 3 契約条項を示す場所及び期間 | 場所 | 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 |
| | 期間 | この公告の日から本件開札日まで（注5）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで |
| 4 競争参加資格確認申請書の提出期間 | (1) | この公告の日から令和2年10月5日まで（注5）の毎日午前9時から午後4時30分まで |
| | (2) | 令和2年10月6日 午前9時から正午まで |
| 5 入札書の受付期間 | (1) | 令和2年10月15日及び同月16日 午前9時から午後7時まで |
| | (2) | 令和2年10月19日 午前9時から午後4時30分まで |
| 6 開札の場所及び日時 | 場所 | 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 |
| | 日時 | 令和2年10月20日 午前9時30分 |
| 7 入札及び契約に関する条件 | 最低制限価格 | 設ける。 |
| | 入札保証金 | 免除する。 |
| | 契約保証金 | 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。 |
| 8 入札の無効 | 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 | |
| | (1) | この公告に示した競争参加資格のない者のした入札 |
| | (2) | 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 |
| | (3) | 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 |
| | (4) | 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札 |
| 9 その他 | (1) | この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 |
| | (2) | 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 |
| | (3) | この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。 |
| | | |

注1 北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。

注2 建設工事業有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。

注3 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。

注4 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。

注5 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。